

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

個人情報の利用目的の改定について

平素より千葉興業銀行をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当行は、個人情報保護法第 17 条第 2 項および第 21 条第 3 項を踏まえ、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の利用目的を、下記のとおり変更いたします。

なお、変更日は 2024 年 4 月 1 日（月）を予定しております。

改定内容は以下の新旧対照表をご覧ください。

特定個人情報等に関する利用目的

新	旧
1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため 2. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため 3. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため 4. 信託取引に関する法定書類作成事務のため 5. 金地金等取引に関する法定書類作成事務のため 6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため 7. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため 8. 証券代行業務に関する法定書類作成事務のため 9. 預貯金口座付番に関する事務のため <u>10. 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため</u> <u>11. 災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務のため</u> <u>12. 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため</u>	1. 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため <u>2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため</u> 3. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため 4. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため 5. 信託取引に関する法定書類作成事務のため 6. 金地金等取引に関する法定書類作成事務のため 7. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため 8. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため 9. 証券代行業務に関する法定書類作成事務のため 10. 預貯金口座付番に関する事務のため

以上